



在这种情况下也请提出申报 结婚、生育、离婚、死亡

●结婚时

- 结婚登记 自结婚登记受理之日起即具有婚姻效力。
- 必要的文件 结婚登记表（需要2名18岁以上证人的签名）、在提出结婚登记时，不会妨碍任何有关在自己国家的法律证明文件及其翻译文、国籍证明书（护照）等。

外国人在日本申请结婚或者离婚时，需要提交几种附属文件，其内容根据不同国籍有不同要求，请事先向居民窗口中心咨询。

居民窗口中心 电话：079-221-2352

●婴儿出生后

- 出生登记 出生之日起14天之内
- 必要的文件 出生登记表、医生出具的出生证明书（印刷在出生登记表的右半部分）、母子健康手册等

婴儿出生后

P.57

居民窗口中心 电话：079-221-2352

●离婚时

有关在日本，离婚的方法分协议离婚、调停离婚、审判离婚这3种。不管是哪种离婚，有孩子的情况下，在离婚手续的同时还必须决定孩子的亲权（监管权）归属哪方。

居民窗口中心 电话：079-221-2352

●亲属死亡时

- 死亡登记 得知死亡的事实之日起7天之内
- 必要的文件 死亡登记表、医生出具的死亡诊断书（印刷在死亡登记表的右半部分）
死亡者在留卡或者特别永住者证明书等

居民窗口中心 电话：079-221-2352

〈关于火葬许可证〉

请向市政厅的居民窗口中心，或附近的分所、地区事务所、站前市政厅、办事处、服务中心提交死亡登记表，同时领取火葬许可证。实施火葬的场所有名古屋山斋场、清水谷斋场、绣球花（Ajisai）苑（以死亡时住址在安富町的人为对象）、幸福（Koufuku）苑（以死亡时住址在香寺町的人为对象）（收费）。使用灵柩车的话需要支付12,000日元（仅限名古屋山斋场，仅限在市內行驶）。

名古屋山灵苑管理事務所：姫路市名古屋山町14-1
电话：079-297-5030



こんなときにも届け出を 結婚・出産・離婚・死亡

●結婚するときは

- 婚姻届 婚姻届を受理された日から婚姻の効力があります。
- 必要なもの 婚姻届書（18歳以上の証人2名の署名が必要）、婚姻届の提出にあたって本国法において何の障害もないことを証明する書類とその翻訳文、国籍証明書（パスポート等）など

外国人の方が日本で婚姻または離婚を届け出る場合には、数種類の添付書類が必要です。またその内容も国籍によって様々なので事前に住民窓口センターまでお問い合わせください。

住民窓口センター 電話：079-221-2352

●赤ちゃんが生まれたら

- 出生届 出生の日から14日以内
- 必要なもの 出生届書 医師発行の出生証明書（届書の右半分に印刷されています）
母子健康手帳など

赤ちゃんが生まれたら

P.58

住民窓口センター 電話：079-221-2352

●離婚するときは

日本における離婚の方法には協議離婚、調停離婚、裁判離婚の3つがあります。いずれの場合も子どものいる場合は、離婚の手続きと共に、子どもの親権をどちらにするか決めなければなりません。

住民窓口センター 電話：079-221-2352

●親族が死亡したときは

- 死亡届 死亡の事実を知った日から7日以内
- 必要なもの 死亡届書 医師発行の死亡診断書（届書の右半分に印刷されています）
死亡者の在留カードまたは特別永住者証明書など

住民窓口センター 電話：079-221-2352

〈火葬許可証について〉

市役所の住民窓口センター、近くの支所、地域事務所、駅前市役所、出張所、サービスセンターへ死亡届を出して火葬許可証をもらってください。火葬は名古屋山斎場、清水谷斎場、あじさい苑（死亡時に安富町に住所があった人が対象）、こうふく苑（死亡時に香寺町に住所があった人が対象）で行えます（有料）。霊きゆう自動車を使用するときは12,000円が必要です（名古屋山斎場利用のみ、市内運行のみ）。

名古屋山霊苑管理事務所：姫路市名古屋山町14-1
電話：079-297-5030